

きときと情報

2025
176号

富山県中小企業団体中央会

特集 1

速報!令和7年度版 県内中小企業の労働事情

特集 2

令和8年1月施行 改正下請法(取適法)の概要

中小企業組合の地域貢献活動事例 : 富山県社交飲食生活衛生同業組合

経営者に聞く : 辻精機株式会社 代表取締役社長 大浦 直満氏

組合紹介 : 高岡鑄物砂処理協同組合さんより こんにちは

中央会いんふおめーしょん : 経営支援に関する連携協定を締結しました ほか



表紙のことば 『ニューヨーク・タイムズ』が富山市を紹介

立山連峰

アメリカの『ニューヨーク・タイムズ』が発表した「2025に行くべき52カ所」に、日本から富山市と大阪市が選ばされました。同紙では「一方に北アルプス、もう一方に日本海を抱える富山市」と説明されました。「北アルプス」とは、本州中央部に位置する飛騨山脈の通称です。2,500m～3,000mクラスの山々が連なる地域で、立山連峰もここに含まれています。標高の高さから県内の広い範囲で見ることができ、雨晴海岸や吳羽山公園、新湊大橋からの景色など「絶景スポット」が数多く存在します。

(写真提供:富山市観光協会)



経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に **特定退職金共済制度**

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社





経営者・従業員のための 万一の保障 **団体扱生命保険**

団体扱*(月払)の場合、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために
パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

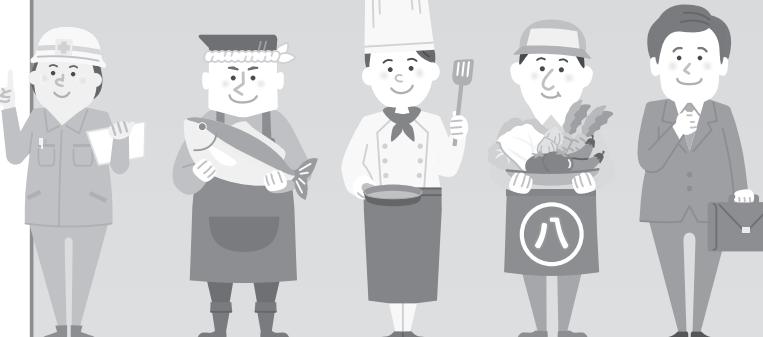




業務上の災害への備えに **業務災害補償保険**

事業活動にかかる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 北陸支社

〒920-0853 石川県金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢8F TEL:076-263-3256
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

きときと情報 176号

CONTENTS

特集 1	2
速報！令和7年版 県内中小企業の労働事情	
特集 2	10
令和8年1月施行 改正下請法(取適法)の概要	
中小企業組合の地域貢献活動事例	15
富山県社交飲食生活衛生同業組合	
経営者に聞く	16
辻精機株式会社 代表取締役社長 大浦 直満 氏	
組合紹介	18
高岡鑄物砂処理協同組合さんよりこんにちは	
組合だより	19
魚津産業フェアにおいてベニズワイガニの特別販売を行いました（魚津魚商協同組合）	
ほっと一息	19
学校給食の歴史と富山の特徴的な学校給食	
中央会いんふおめーしょん	20
経営支援に関する連携協定を締結しました 外国人技能実習制度適正化講習会を開催しました 第77回中小企業団体全国大会に参加しました	
元気印！青年部・女性部	21
「ファシリテーションを用いたウェルビービング経営」をテーマに女性向けセミナーを開催しました	
事務局ペンリレー	22
富山県中小企業団体中央会 主事 大和 龍彦	
組合Q&A	22
組合員数が201人を割った場合の総代会の存続について	
トピックス	
ペットと幸せ日和	

特集 1

速報！令和7年度版 県内中小企業の労働事情

本会では、中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに今後の労働支援に資することを目的に、毎年中小企業労働事情実態調査を実施しています。今号では今年度の調査結果の一部を抜粋してご紹介します。

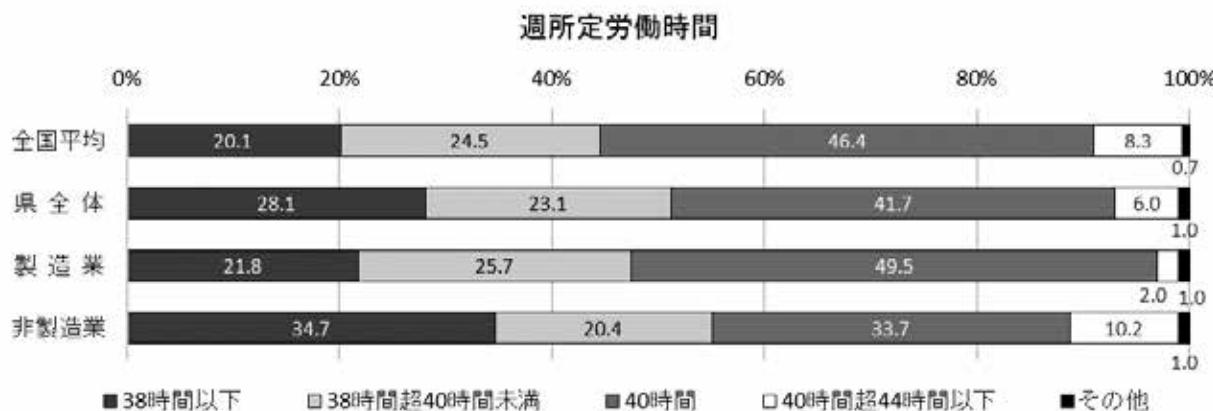
■調査時点：令和7年7月1日

■調査対象：県内600事業所（製造業330事業所、非製造業270事業所）

■調査回答数：有効回答202事業所（回答率33.7%）

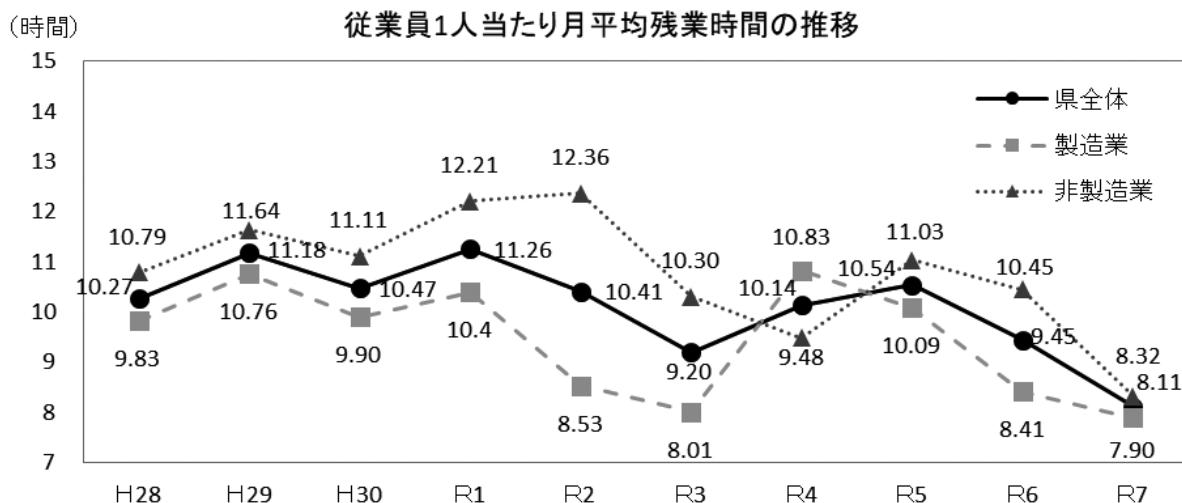
1. 週所定労働時間

週所定労働時間について聞いたところ、県全体では「38時間以下」とする事業所が28.1%、「38時間以上40時間未満」が23.1%、「40時間」が41.7%、「40時間超44時間以下」が6.0%となっている。業種区別にみると非製造業は「38時間以下」が34.7%と製造業に比べて多くなっている。



2. 月平均残業時間

従業員1人当たりの月平均残業時間について聞いたところ、県全体の平均残業時間は8.11時間となっており、前年に比べ1.34時間減少している。

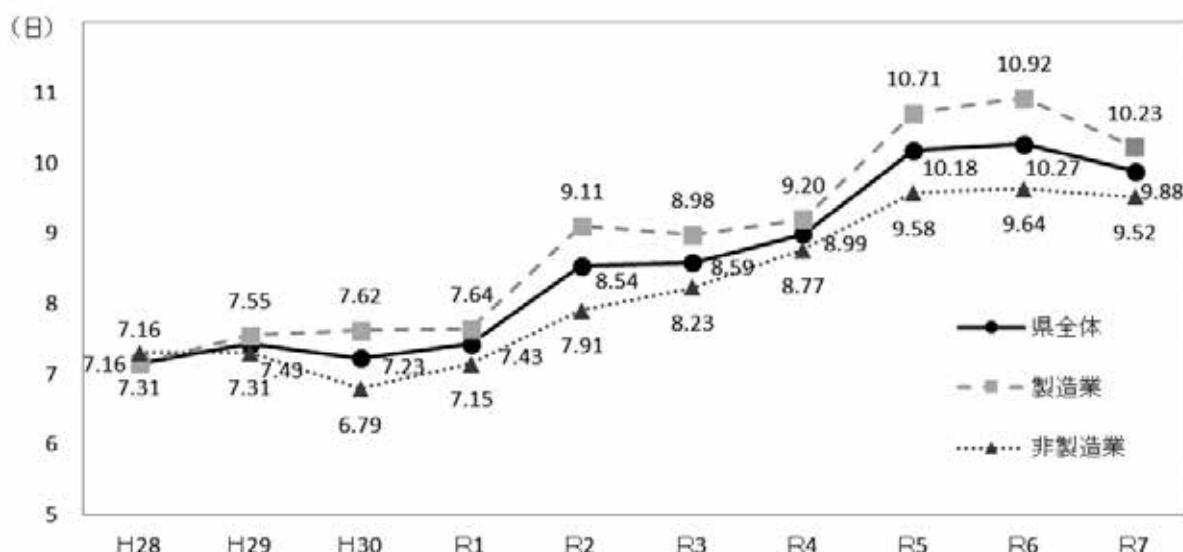


3. 年次有給休暇の取得日数と平均取得率

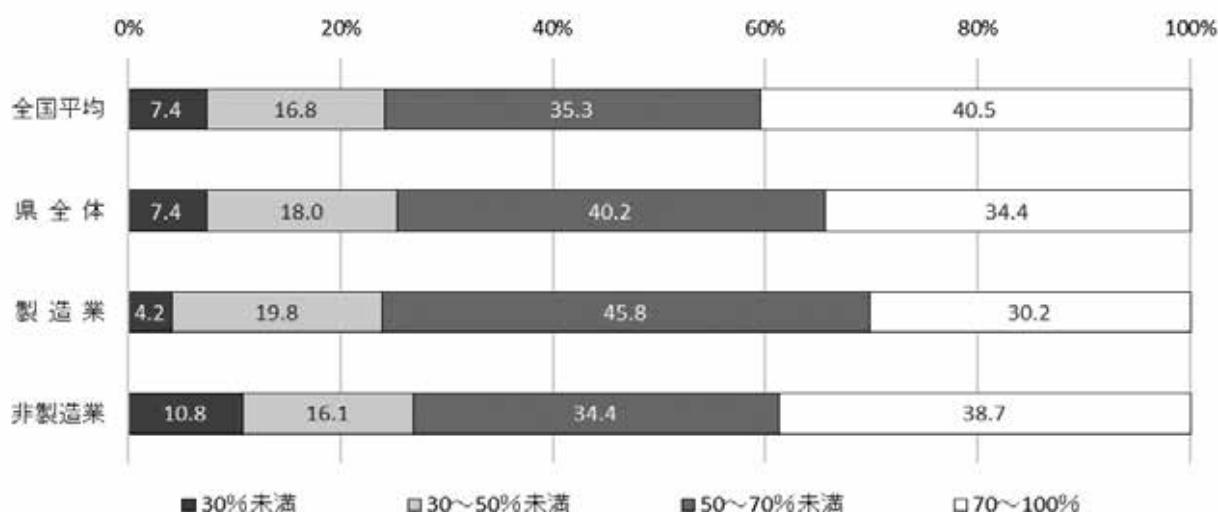
従業員1人当たりの年次有給休暇の取得日数について聞いたところ、県全体の平均は9.88日となっており、前年に比べ0.39日減少している。業種区別にみると製造業は10.23日と非製造業に比べて多くなっている。

年次有給休暇の平均取得率について聞いたところ、県全体では「30%未満」が7.4%、「30~50%未満」が18.0%、「50~70%未満」が40.2%、「70~100%」が34.4%となっている。業種区別にみると非製造業は「30%未満」が10.8%と製造業に比べて多くなっている。

従業員1人当たり年次有給休暇の平均取得日数の推移



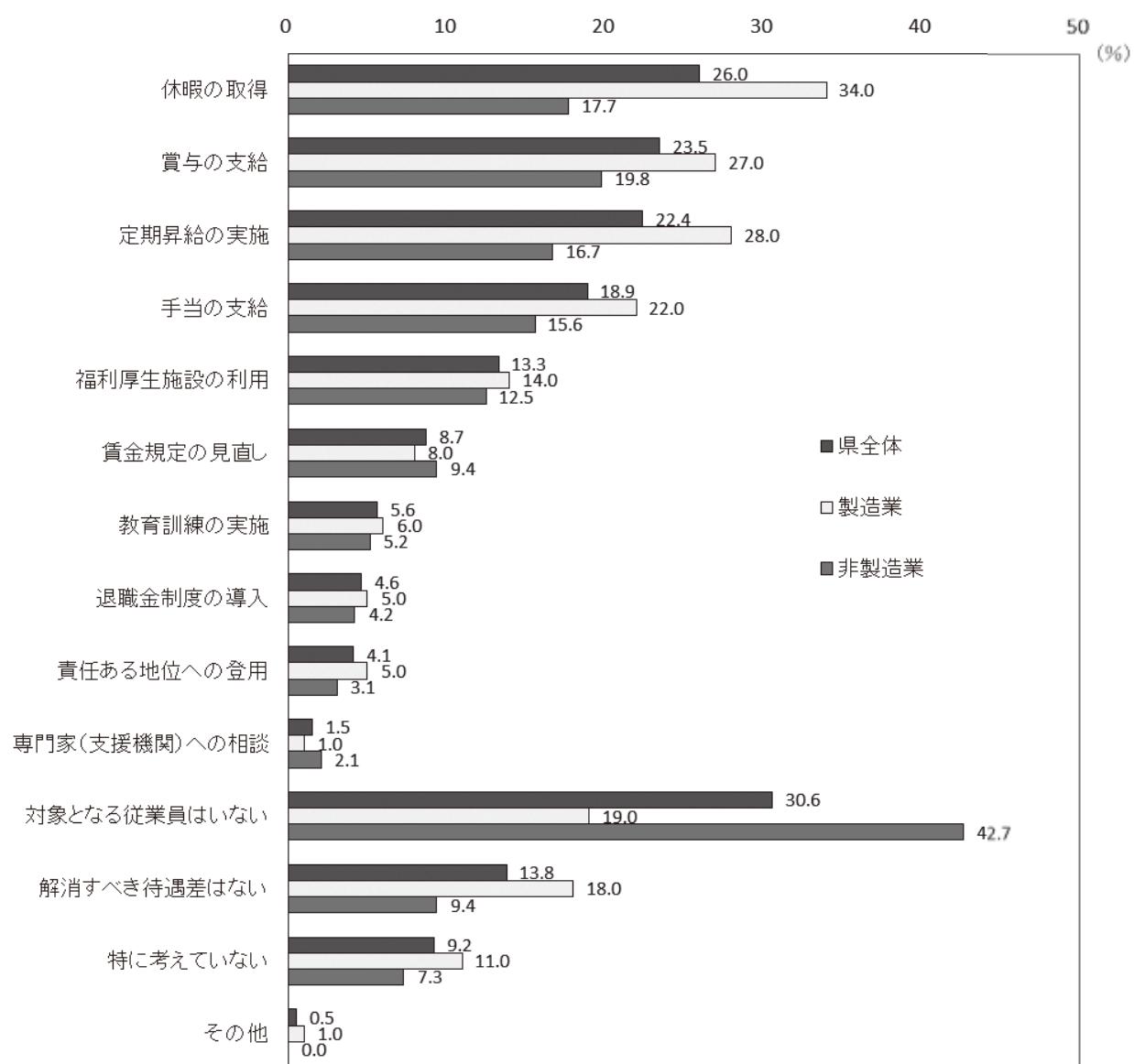
年次有給休暇の平均取得率(従業員1人当たり)



4. 同一労働同一賃金への対応

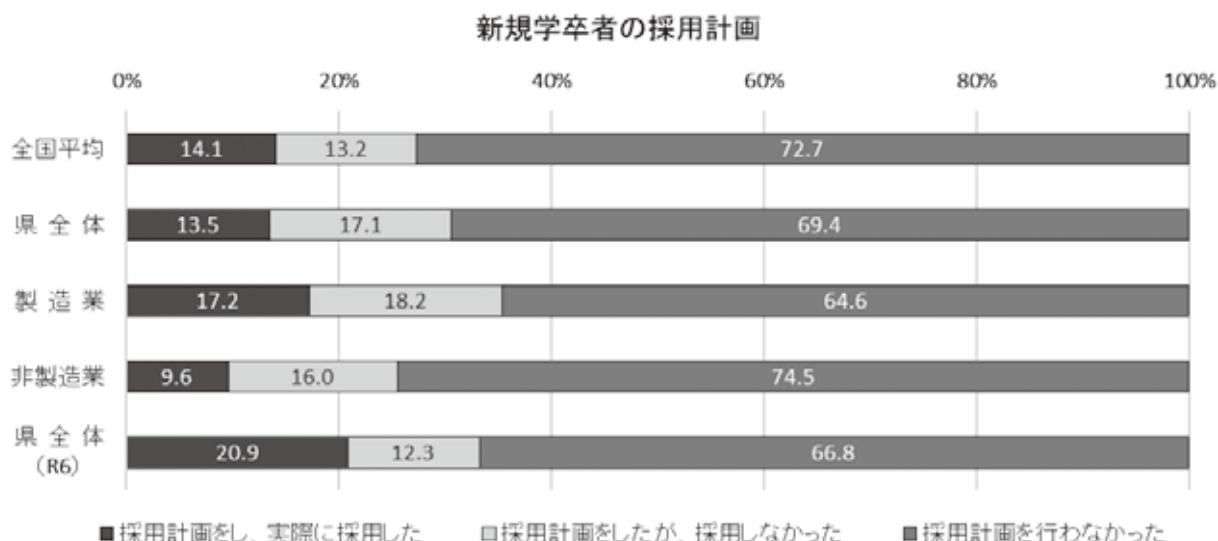
非正規と正規労働者を比べた同一労働同一賃金への対応（格差解消への取り組み）について聞いたところ、県全体では「休暇の取得」が26.0%と最も多く、次いで「賞与の支給」が23.5%、「定期昇給の実施」が22.4%となっている。業種区別にみると製造業は「休暇の取得」、「賞与の支給」、「定期昇給の実施」、「手当の支給」などが非製造業に比べて多くなっている。一方、非製造業は「対象となる従業員はいない」とする事業所が42.7%と製造業に比べて多くなっている。

同一労働同一賃金への対応(複数回答)



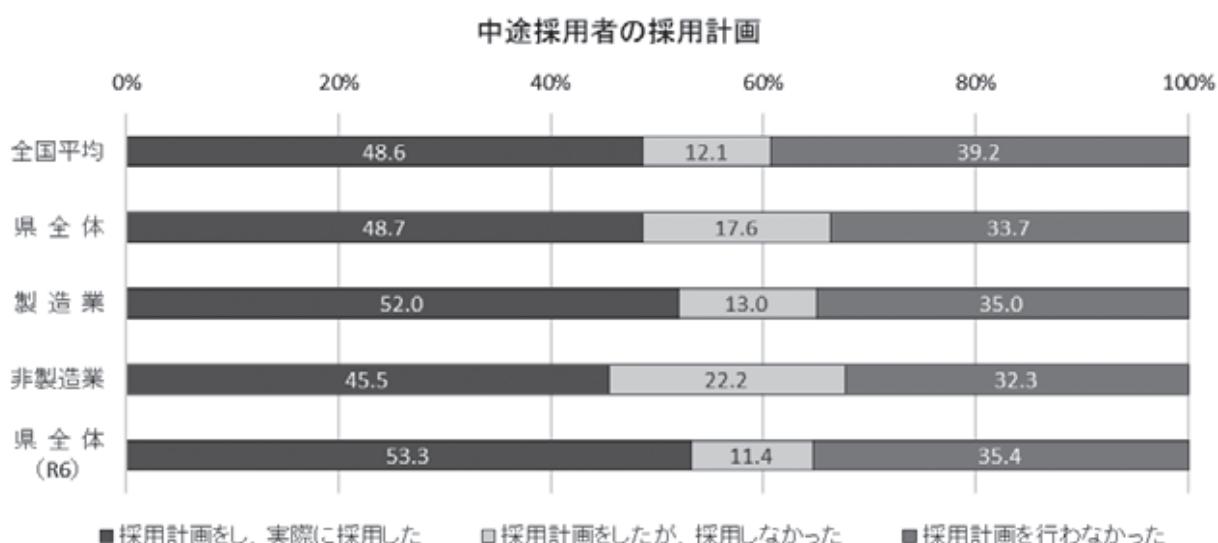
5. 新規学卒者の採用計画

令和7年3月の新規学卒者の採用計画について聞いたところ、県全体では「採用計画をし、実際に採用した」が13.5%、「採用計画をしたが、採用しなかった」が17.1%、「採用計画を行わなかった」が69.4%となっており、前年度と比較すると「採用計画をし、実際に採用した」が7.4ポイント減少している。業種区別にみると製造業は「採用計画をし、実際に採用した」と回答した事業所が17.2%と非製造業に比べて多くなっている。



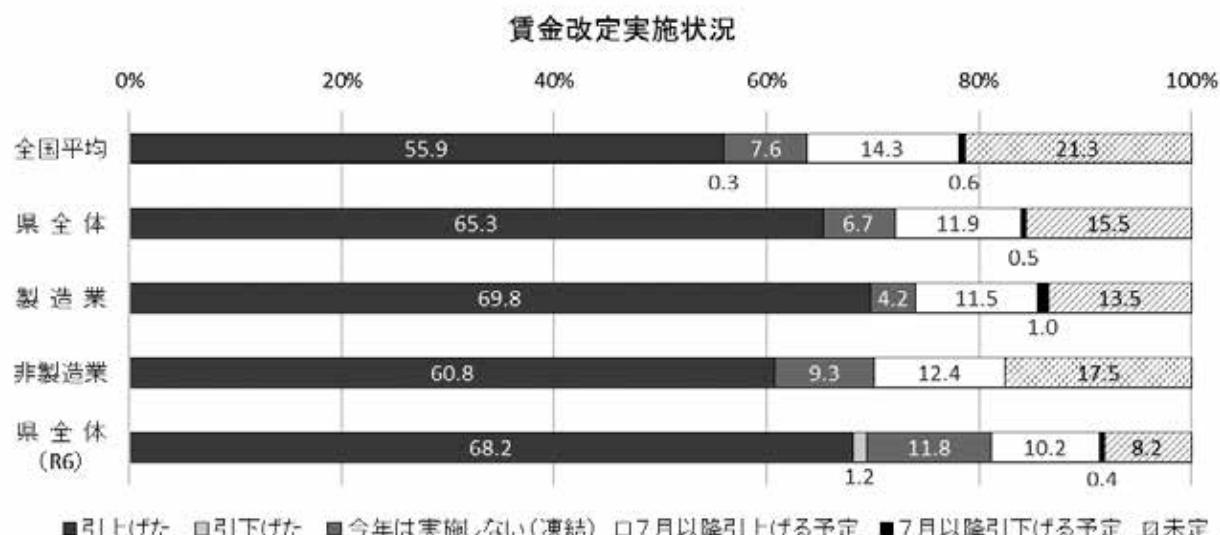
6. 中途採用者の採用計画

中途採用者の採用計画について聞いたところ、県全体では「採用計画をし、実際に採用した」が48.7%、「採用計画をしたが、採用しなかった」が17.6%、「採用計画を行わなかった」が33.7%となっており、前年度と比較すると「採用計画をし、実際に採用した」が4.6ポイント減少し、「採用計画をしたが、採用しなかった」が6.2ポイント増加している。



7. 賃金改定実施状況

令和7年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施したかについて聞いたところ、県全体では「引上げた」が65.3%、「7月以降引上げる予定」が11.9%、合わせて77.2%が賃上げを実施済み、または実施する予定となっている。「引上げた」と回答した事業所は、全国平均に比べ9.4ポイント多くなっている。また、業種区別にみると製造業は「引上げた」と回答した事業所が69.8%と非製造業に比べて多くなっている。



8. 昇給額・昇給率

賃金改定について、賃金を「引上げた」、「引下げた」または「今年は実施しない(凍結)」と回答した事業所に改定前後の1人あたりの所定内賃金（月額）を聞いたところ、賃金の引き上げと引き下げを相殺した平均昇給額（加重平均）は11,444円、平均昇給率（加重平均）が4.17%と、いずれも前年を上回っており上昇が続いている。

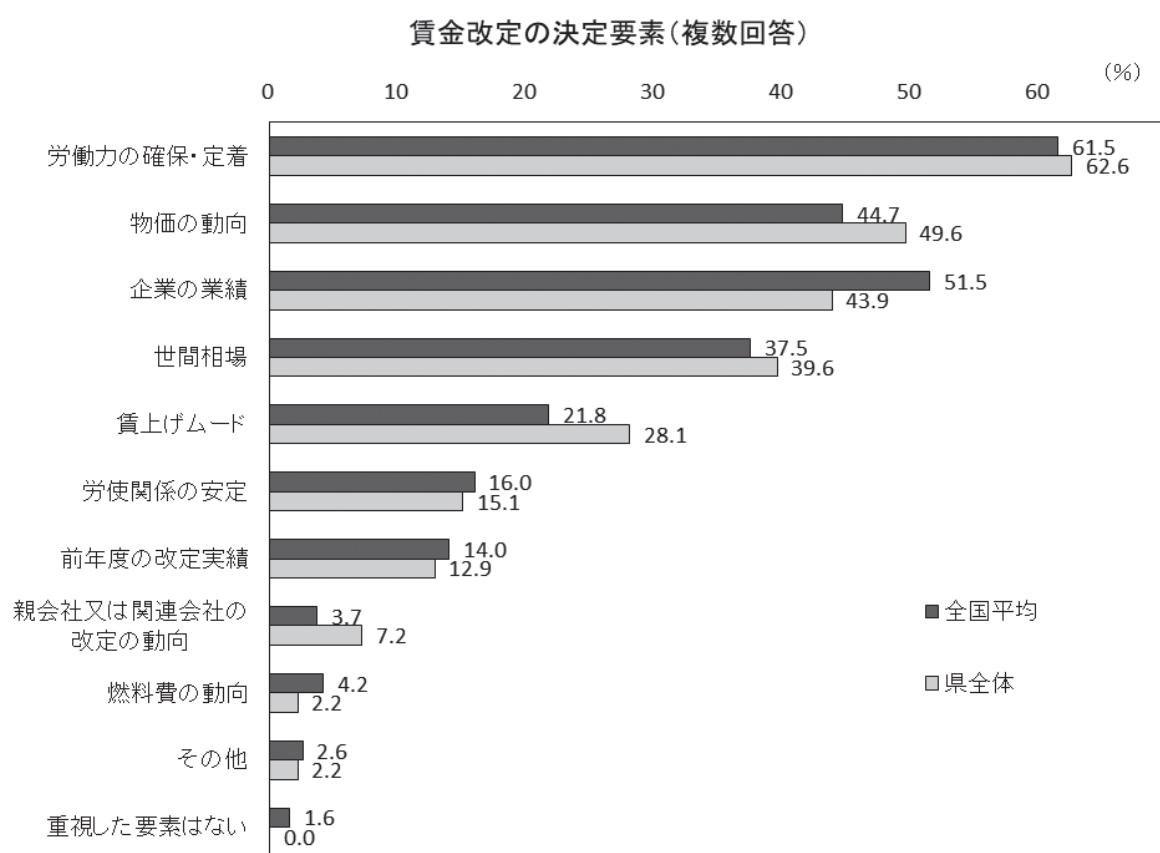
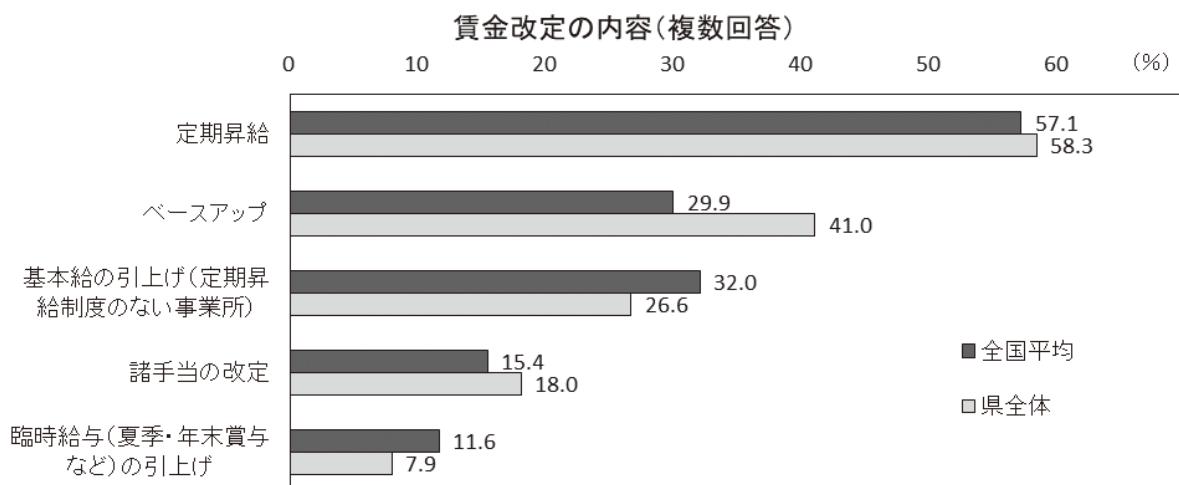
平均昇給額・平均昇給率(加重平均)の推移



9. 賃金改定の内容について

賃金改定について、賃金を「引上げた」もしくは「7月以降引上げる予定」と回答した事業所に賃金改定の内容を聞いたところ、県全体では「定期昇給」が58.3%と最も多く、次いで「ベースアップ」が41.0%、「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」が26.6%となっている。

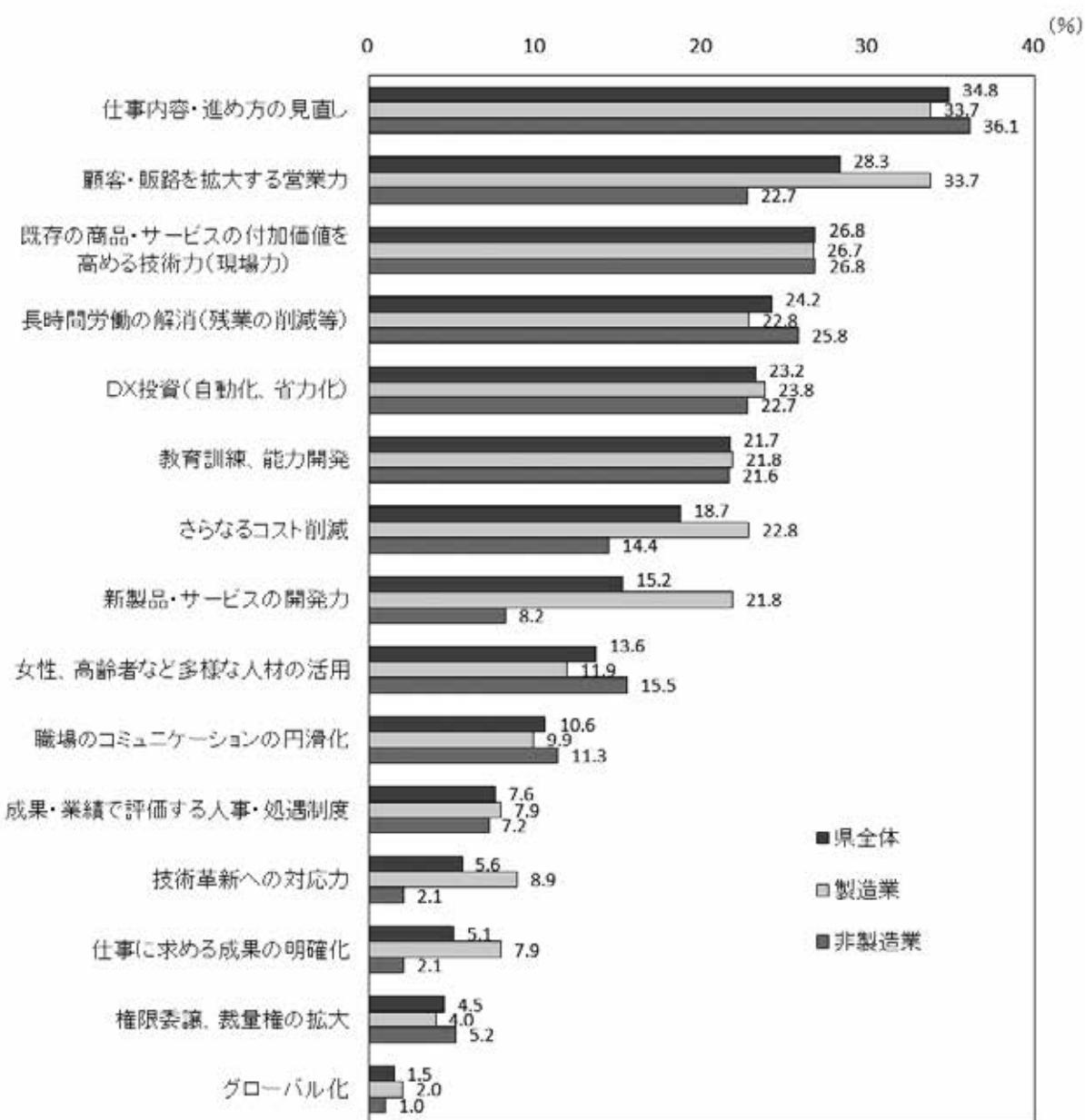
また、賃金改定の決定要素についてみると、県全体では「労働力の確保・定着」が62.6%と最も多く、次いで「物価の動向」が49.6%、「企業の業績」43.9%となっている。



10. 過去3年間に労働生産性を高めようとして行った取り組み

過去3年間に労働生産性を高めようとして行った取り組みについて聞いたところ、県全体では「仕事内容・進め方の見直し」が34.8%と最も多く、次いで、「顧客・販路を拡大する営業力」が28.3%、「既存の商品・サービスの付加価値を高める技術力(現場力)」が26.8%となっている。業種区別にみると製造業は「顧客・販路を拡大する営業力」、「さらなるコスト削減」、「新製品・サービスの開発力」などが非製造業に比べて多くなっている。一方、非製造業は「仕事内容・進め方の見直し」、「長時間労働の解消(残業の削減等)」、「女性、高齢者など多様な人材の活用」が製造業に比べて多くなっている。

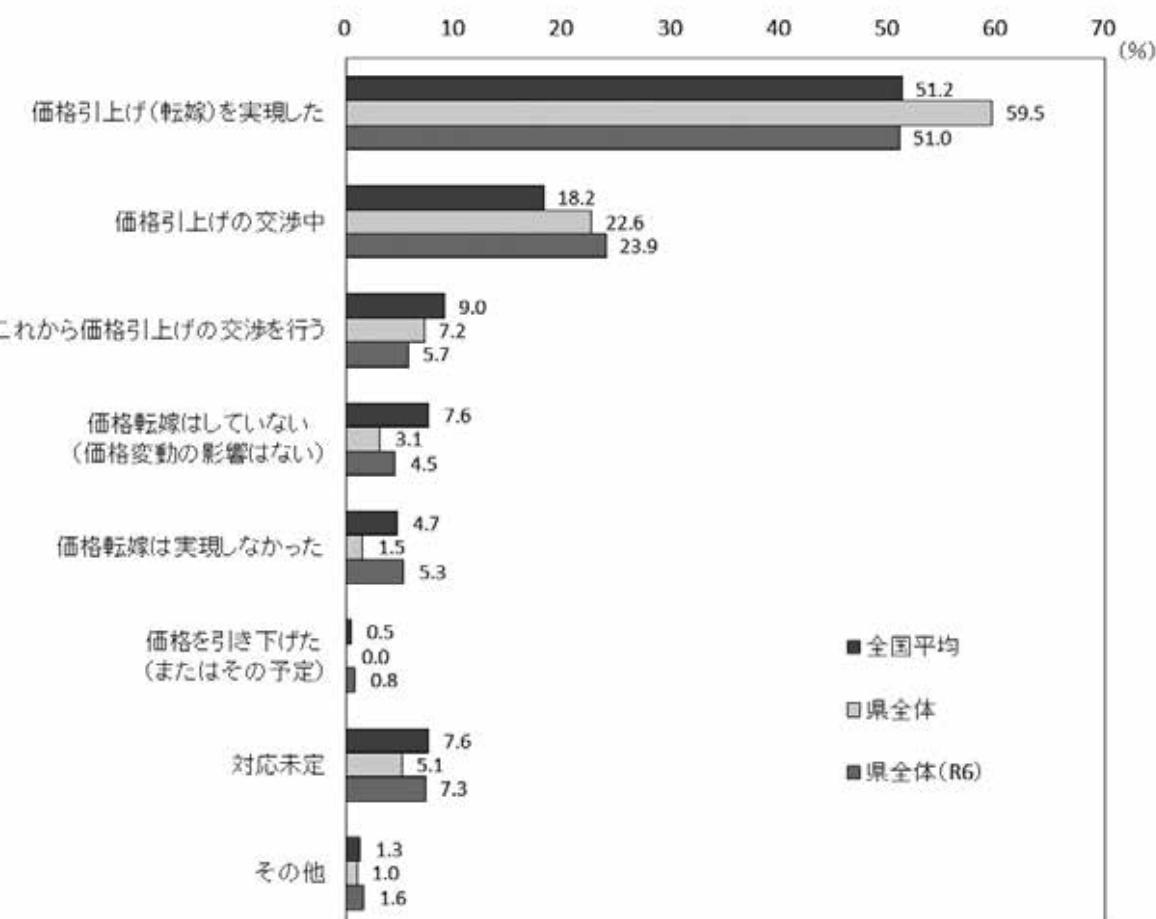
過去3年間に労働生産性を高めようとして行った取り組み(複数回答)



11. 原材料費、人件費等の増加による販売・受注価格への転嫁状況

原材料費、人件費等の増加による販売・受注価格への転嫁状況について聞いたところ、県全体では「価格の引上げ(転嫁)を実現した」が59.5%と最も多く、次いで、「価格引上げの交渉中」が22.6%、「対応未定」が5.1%となっており、前年度と比較すると「価格の引上げ(転嫁)を実現した」が8.5ポイント増加している。また、全国平均と比較すると、「価格の引上げ(転嫁)を実現した」が8.3ポイント、「価格引上げの交渉中」が4.4ポイントそれぞれ多くなっている。

原材料費、人件費等の増加による販売・受注価格への転嫁状況(複数回答)



労働事情実態調査の報告書については、後日、他の調査項目を含めた詳細版、業種別、従業員規模別の集計結果を下記の本会ホームページに掲載する予定です。

また、過去の調査結果についてもこちらからご覧いただけます。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/chu/report-3.html>

令和8年1月施行 改正下請法（取適法）の概要

発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。

本改正により、「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）と名称が変わり、令和8年1月1日から施行されます。

そこで本特集では、公正取引委員会のウェブサイト上で公表されている「改正法説明資料」を中心に、改正内容の概要について紹介したいと思います。

■主な改正事項一覧

〈規制の見直し〉

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（2）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（3）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（4）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

（5）面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」

⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

- ・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

出典：公正取引委員会「中小受託取引適正化法（下請法改正法）」（令和7年6月）11頁。

1. 改正の趣旨と背景

本改正の目的は、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要となることを踏まえ、中小企業をはじめとする事業者

が各々賃上げの原資を確保するために、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要であるという方針の下、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさ

らに進めていくことがあります。

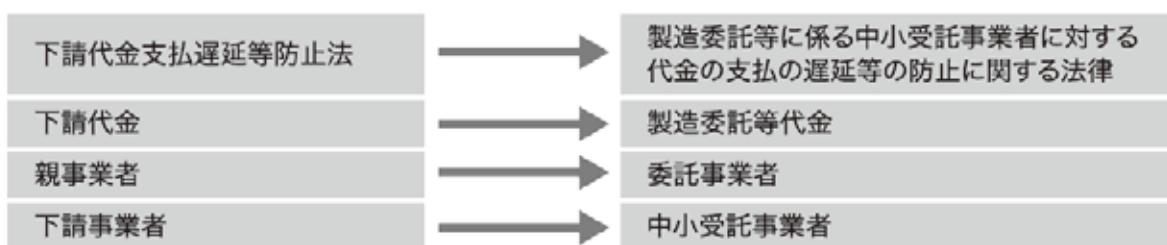
本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下、「取適法」という）となり、取適法では、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が対象取引に追加され、従業員基準が新たに設けられる等、適用範囲が拡大されるほか、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」という新たな禁止事項が追加されるなどの規制の見直しが行われました。

本改正は、多くの企業に少なからず影響を与えることが予想されるため、各企業は、施行日までに改正対応に向けた準備を進める必要があります。

2. 「下請」等の用語の見直し

本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘があり、また、時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっていました。

そこで用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正されました。この用語の見直しに合わせ、企業においては、「下請法」等の旧名称が記載された各種社内規程・マニュアル類（企業行動憲章、コンプライアンスマニュアル、下請法遵守マニュアル等）や帳票類を確認し、修正する必要性が生じます。



出典：公正取引委員会「中小受託取引適正化法ガイドブック 「下請法」は「取適法」へ～知っておきたい制度改正のポイント～」（2025年6月）」2頁。

3. 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

「協議を適切に行わない代金額の決定」とは、委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に製造委託等代金を決定することを指します。

本改正により、中小受託事業者が代金の額の引き上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視や拒否し、または回答を引き延ばすなどにより協議に応じなかつた場合や、委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料を提供することなく代金の額を引き下げた場合等が、規制の対象となります。

企業においては、従前から、結果として買いたたき規制に該当しないよう、価格の決定において十分な交渉を行うよう心掛けているものと思われますが、本改正により、交渉プロセスそのものが違反行為として定められたため、中小受託事業者との交渉においては、情報開示や協議対応について、より一層慎重な姿勢が求められることになります。

4. 手形払等の禁止

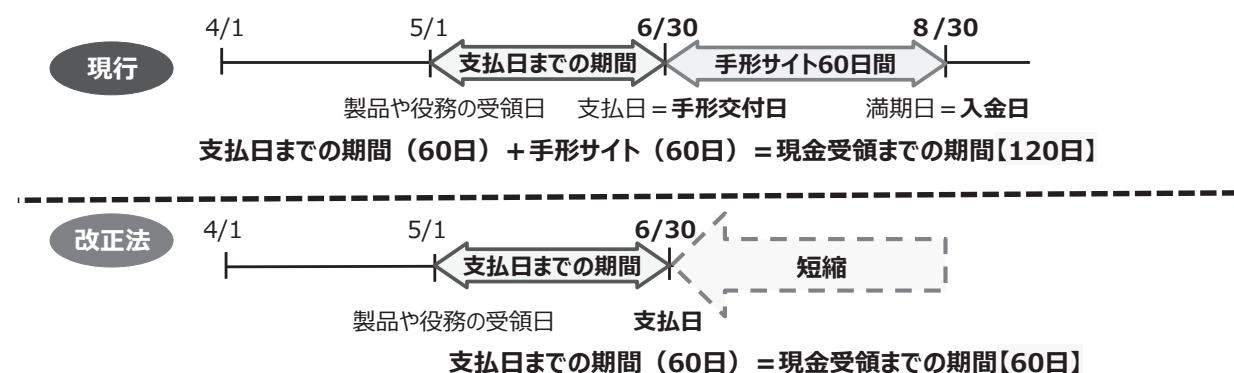
改正前の下請法では、親事業者には、親事業者が物品等または情報成果物を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払う義務が課されています（下請代金の支払遅延の禁止）。しかし

ながら、実態としては、支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いていることが問題視されていました。

こうした状況を受け、本改正において、①手形の交付や、②電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当

する額の金銭と引き換えることが困難であるものの使用も、支払遅延に該当するものと定められました。

本改正により、これまで手形等を用いていた企業は、支払方法を変更する必要があり、実質的な支払サイトが短縮されることとなるため、自社の資金繰りの見直しが求められます。



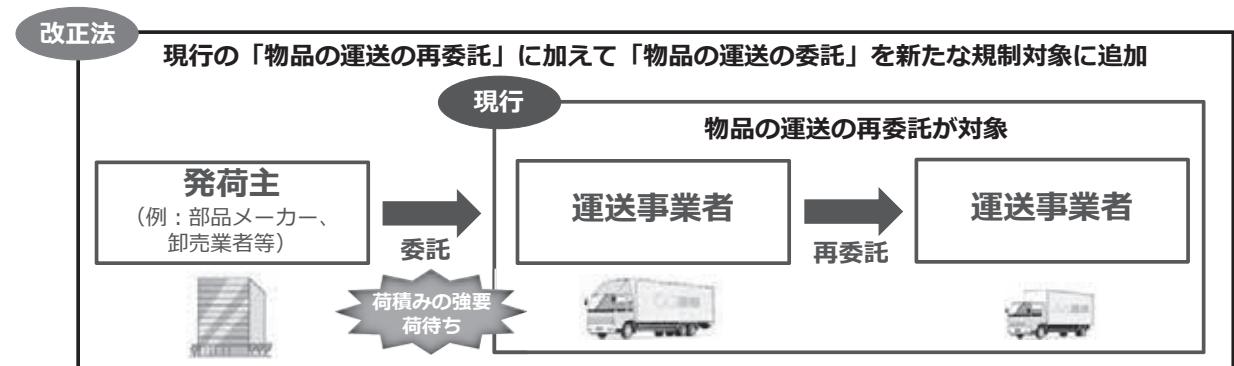
出典：公正取引委員会「中小受託取引適正化法（下請法改正法）」（令和7年6月）13頁。

5. 運送委託の対象取引への追加

下請法の適用対象である役務提供委託とは、事業者が業として行う役務の提供の全部または一部を他の事業者に委託すること（再委託）をいいます。そのため、これまで、メーカーや卸売事業者等が、荷主として、自社で製造した製品や自社で販売する商品の顧客向けの運送を運送会社に委託することは、いわゆる自己利用役務（自ら用いる役務）として、下請法の対象外とされていました。

しかし、立場の弱い物流事業者が荷役や荷待

ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題が顕在化していることなどを踏まえ、取適法では、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、「特定運送委託」として新たな規制対象に追加することとされました。なお、新たに対象とされるのは「運送」のみで、自社で製造した製品や自社で販売する商品の倉庫での保管を倉庫会社に委託することは、引き続き自己利用役務として対象外となります。



出典：公正取引委員会「中小受託取引適正化法（下請法改正法）」（令和7年6月）14頁。

6. 従業員基準の追加

今回の法改正において、企業実務に与える影響が最も大きいと考えられるのが、適用取引の判断における従業員数基準の導入です。

改正前の下請法は、専ら親事業者と下請事業者の資本金額により、適用範囲を定めていました。

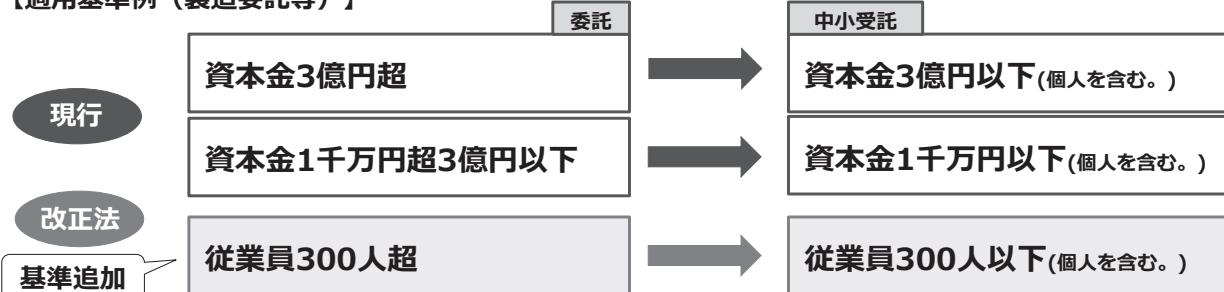
しかし、資本金は必ずしも事業規模の実態を示しておらず、事業規模は大きいものの資本金額が少額である事業者もあるほか、下請法の適用を逃れるため、親事業者が減資したり下請事

業者に増資を求めたりする事例が存在するという問題がありました。

そこで、取適法は、従来の資本金基準をそのまま残したまま、それに加えて、新たに従業員数基準を追加しました。

従来の資本金基準により適用対象になる場合は、従来どおり適用対象となり、それに加えて、従来の資本金基準では適用対象にならなかった場合でも、従業員数基準を満たせば新たに適用対象とされることになるため、適用範囲が拡大したということになります。

【適用基準例（製造委託等）】



出典：公正取引委員会「中小受託取引適正化法（下請法改正法）」（令和7年6月）15頁。

7. 面的執行の強化

下請法では、事業所管省庁には調査権限のみが与えられていますが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充する必要性があること、及び下請事業者が、親事業者の違法行為を公正取引委員会や中小企業庁ではなく、事業所管省庁（トラック・物流Gメン等）に通報した場合、当該通報に関する親事業者の報復行為が下請法の「報復措置の禁止」の対象となっていないことが問題として挙げられていました。

こうした状況を踏まえ、本改正では事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与し、また、下請法は、親事業者の違法行為を公正取引委員会、中小企業庁へ知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをする「報復措置」を禁止していますが、本改正では、新たに事業所管省庁の主務大臣が当該申告先に追加されます。

本改正に示されるとおり、取適法の違反行為に対する取締りはより強化されることが予想されるため、企業としては改めて、取適法を遵守しているか再点検する必要があります。

8. その他の改正事項

- (1) 製造委託の対象物品として、金型以外の型等（木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品）が追加されます。
- (2) 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による提供が認められます。
- (3) 遅延利息の対象に、製造委託等代金の額を減じた場合（減額）が追加されます。
- (4) すでに違反行為が行われていない場合でも再発防止措置等を勧告できるようにするなど勧告に係る規定が整備されます。

■取引の内容

取適法の摘要対象は、その委託される内容によって条件が定められています。「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」、「特定運送委託」と大きく5つの取引内容に大別されており、適用対象となる取引は多岐にわたります。

製造委託

物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託することをいいます。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者にその作成作業を委託することをいいます。情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者に委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、取適法の対象とはなりません。

特定運送委託

改正により追加!

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品(例:作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル)について、その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいいます。

出典：公正取引委員会「中小受託取引適正化法ガイドブック 「下請法」は「取適法」へ～知っておきたい制度改正のポイント～」(2025年6月)」4頁。

ご相談やご質問は下記の相談窓口にお問い合わせください。

○公正取引委員会 中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL : 052 (961) 9424 (直)

○中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL : 052 (951) 2860 (直)

上記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、取適法に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

中小企業組合の地域貢献活動事例

このコーナーでは、時代の変化に応じて地域貢献活動に取り組む中小企業組合の事例を紹介しています。今号では、富山県最大の歓楽街である桜木町のイメージアップに取り組む富山県社交飲食生活衛生同業組合の活動をご紹介します。

「安心・安全・きれいな町」を目指し、桜木町の清掃活動を実施

富山県社交飲食生活衛生同業組合

【組合概要】

住所：富山市住吉町1丁目2番7号 設立年月日：昭和47年2月23日
代表理事：砺波 彰裕 組合員数：87名 業種：飲食サービス業

1.組合の経緯

富山県社交飲食生活衛生同業組合は、バー、クラブ、スナック、居酒屋、その他飲食店の業態が集まり、昭和47年に設立。以来、同業者の組織力を活かし、諸官庁（国・県・保健所・警察等）との連携を強化することにより、組合員の衛生水準の向上、売上の増進、経営資金融資の斡旋等に取り組んでいます。

また、広報事業として毎年夏に開催される「社交桜木町祭り」の運営をはじめ、ガイドブックの制作などを行っており、また、県の補助金を活用したプレミアム付き商品券事業を実施するなど様々な事業を通じ、業界の活性化及び組合員の地位向上に努めています。

2.桜木町の清掃活動

当組合では、毎年夏に組合役員が中心となり、富山県代行運転事業協同組合、取引先である酒店やカラオケ業者などに参加を呼びかけ、富山市桜木町地区の清掃活動を実施しています。この活動は、桜木町を訪れる利用客等に対し、「安心・安全・きれいな町」をPRするため、10年前から実施しています。

参加者は毎年30～40人で、昼の12時頃から約1時間、数人のグループに分かれて桜木町一帯に落ちているゴミを拾います。ゴミの種類は、タバコの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどで、

コロナ禍以降はマスクが捨てられていることも多くなりました。ゴミは小さな物から傘などの大きな物まであり、集めたゴミの量は、多い年でゴミ袋20個分になることもありました。



毎年、関係団体や取引先等と協力し清掃を実施している

3.桜木町安全パトロール

当組合は、清掃活動以外に桜木町の安全パトロールへも参加しています。この活動は、警察と同地区内の関係団体とが協力して「桜木町地区安全パトロール隊」を結成し、担当の月に2回巡回パトロールを実施するものです。パトロールを行うことで、治安維持が図られるだけでなく、町の中の現状を直接確認することができるため、新たな問題の把握や情報収集にも役立っています。

今後も組合では、利用客が安心して訪れることができる安全できれいな町づくりに取り組んでいきたいと考えています。

外部シニアの知見と若手の発想を融合 多様な人材の活躍でさらなる成長へ

産業機械や建設関連設備など幅広い機械装置を手がける辻精機株式会社。1921（大正10）年に鉄工所として創業し、戦後は大手産業機械メーカーの協力会社として歩みを重ね、現在は設計から製作、組み立てまでを一貫して手がける提案型の事業モデルで成長を続けています。環境・リサイクル事業にも注力する同社の代表取締役社長・大浦直満氏に、将来を見据えた事業の展望や、理事長を務める魚津企業団地協同組合での活動について伺いました。

辻精機株式会社
代表取締役社長 大浦 直満 氏

鉄工所から精密機械へ

大正10年の創業から、これまでの歩みについてお聞かせください。

当社は1921（大正10）年、魚津市中心部を流れる鴨川のほとりで創業者の辻氏が鉄工所として立ち上げました。漁業が盛んな土地柄を背景に、機械設備や漁船部品なども手がけていたと聞いています。1950（昭和25）年に法人化し、その後は富山の大手産業機械メーカーの協力会社として発展を続けました。大阪営業所を拠点に自社ブランド製品を全国へ展開していた時期もあったそうです。

しかし、工作機械が電気制御へ移行する時代の変化に伴い需要が縮小。鉄工所として建築や

鉄道関連の部材製作を担いながら、次第に機械装置の内製へと軸足を移しました。その過程で鉄加工の技術を基に精密部品の製作にも取り組み、社名を辻精機へと改めています。こうして技術の幅を広げ、現在は工場やプラント向けの機械装置、タンク・架台などの製缶を中心に事業基盤を築いています。

私はゼネコンや家業の建設関連会社を経て、2017（平成29）年に入社しました。知識や経験不足を少しでも補おうと、社長就任後も約3年間は現場に立ち続け、機械加工の基礎から学びました。まさに石の上にも三年という言葉のとおり、その経験のおかげで、お客様や現場の声を理解しながら、経営に携わることができていると感じています。

提案型への転換図る

顧客のニーズに合わせて機械の設計から製作、組立までを一貫して手がける、提案型の事業モデルへと大きく舵を切るなかで、シニア人材の知見を活用されてきたそうですね。

社長就任当時は部品加工を中心で、価格競争にさらされ収益も厳しい状況でした。そこで設計部門を復活させ、設計力を基盤にした提案型の事業モデルへ転換。図面通りに納めるのではなく、お客様の求める機能に応じて工程や形状を見直し、より効率的な設備を提案することで、取引先の拡大や新規事業に繋がっています。

外部から登用したシニア人材の経験と知見に、若手・中堅の



おおうら・なおみつ
1969(昭和44)年7月28日生まれ、滑川市出身。新潟大学工学部を経て大学院修了後、鹿島建設株式会社に入社。2003(平成15)年に滑川市の家業に入る。2017年、辻精機株式会社に入社し、2018年、代表取締役社長に就任。2022(令和4)年6月、魚津企業団地協同組合理事長に就任、現在に至る。富山県中小企業団体中央会理事。



柔軟な発想を加え、より良いものづくりを実現しています。少人数の組織だからこそ世代を超えた協力は必然であり、私自身もアイデアを出しつつ技術顧問の知識を踏まえ、チームの融合を促しています。

人材不足が深刻化する中、シニア、女性、外国人など多様な人材の活躍は今後ますます重要です。企業と本人がお互いを理解し合う努力が欠かせません。面接ではミスマッチを防ぐため、経験豊富な方にも「当社では1年生であること」を伝えています。そのうえ得意分野を発揮できる環境を整え、従業員との調和と定着に繋げています。多様な人材の活用も、企業の力の一つだと考えています。

先人の功績を礎に挑戦を

将来を見据えた環境・リサイクル事業の展開、社員の働く環境づくりには、どのような方向性をもって取り組んでいますか？

環境・リサイクル事業は、お客様のニーズと今後の成長を見据え、注力していきたい分野です。電線リサイクルは、お客様の要望から始まり、銅やアルミニウム、外側のプラスチックを分離・分別する技術を確立しました。プレス機を従来の成形だ

けでなく、破碎・分別に応用する提案も進めています。昨今の異常気象を背景に、地球環境の観点から廃棄物削減や資源循環、エネルギー効率を重視するお客様が増えており、当社としても将来的にはリサイクル素材を活用した設備開発を目指しています。

創業から100年以上続く企業を受け継ぎ、長い歴史を誇りに思うとともに、支えてくださったお客様や先輩方、従業員の皆さんへの感謝の思いを常に抱いています。将来を担う若い世代には、挑戦を通じて成長してほしいと願っています。やらされ感ではなく自ら面白みを見つけて挑戦できる環境を整え、次世代に引き継いでいくことが、私の代の役割だと考えています。

雨水側溝の改修急ぐ

理事長を務める魚津企業団地協同組合ではどのような取り組みに注力されていますか？

当組合では昨年度より雨水側溝の改修工事に着手しています。近年の尋常でないゲリラ豪雨に、既存の排水設備が対応できず、当社工場も含め浸水被害が顕著になっています。ある年のお盆に豪雨で当社の工場が水浸しになり、鉄製品を上の階へ

避難させた経験は忘れられません。こうした背景から、団地全体のインフラの再整備に注力し、魚津市の協力も得ながら20年計画で取り組んでいます。

1961年設立の当組合は現在12社で構成され、人手不足などで会員数は減少傾向にありますが、工場が集積していることで中小企業同士が協力し合える、恵まれた環境があります。道路や騒音・振動の面でも操業しやすく、団地の存在意義は大きいと感じています。一方でインフラの老朽化や拡張性の乏しさといった課題も抱えていますが、同世代の副理事長や各社の経営者の方々の理解と協力に支えられ、インフラ再構築を進められていることに感謝しています。

体を動かし健康キープ

休日はどのように過ごしていますか？

デスクワークが増え、健康診断の結果や体形に変化が現れたことをきっかけに、毎朝ストレッチをしたり、休日には妻とプールで泳いだりと、体を動かすようにしています。高校までは野球に打ち込み、地元の草野球チームでプレーしたこともあり、運動は好きな方ですね。健康維持への意識が高まっています。

組合紹介

高岡鋳物砂処理協同組合さんよりこんにちは

高岡市といえば鋳物の町として有名ですが、鋳造を行う際、溶かした金属を流し込む型には鋳物砂と呼ばれる特別な砂が使用され、使い終わった砂を組合が共同処理していることはあまり知られていないのではないかでしょうか。

そこで今回は、鋳物製造事業者で組織されている高岡鋳物砂処理協同組合さんを紹介します。

◆組合の沿革

高岡鋳物砂処理協同組合は、昭和54年8月、高岡市内を中心とした銑鉄鋳物、銅合金鋳物、アルミ合金鋳物等の製造事業者が、鋳物の製造工程において産業廃棄物として廃棄される鋳物砂を共同処理することを目的に設立されました。

当初は組合の処分場で埋立処理を行っていましたが、処分場が飽和状態になったことを機に、積替え・保管の許可を取得し、廃砂置場を整備するとともに、委託処分先の視察・開拓を進め、現在は委託処理に切り替えて処理を行っています。

また、組合員への知識・情報の提供や廃砂の分別に関する指導にも積極的に取り組んでいます。



組合敷地内にある廃砂置場での作業の様子

◆鋳物廃砂共同委託処理の仕組み

砂型で鋳造を行う砂型鋳造では、鋳型を破壊して鋳型から製品を取り出します。破壊された鋳型はそのままでは再利用することができないため、各事業者において廃砂とその他の廃棄物とに分別され、そのうち廃砂はリサイクルプラントに運び込まれた後、加工され、道路の舗装などに使用される建設資材へとリサイクルされます。

大規模な工場であれば、排出される廃砂も大量なため、各事業者で運送業者を手配できますが、中小規模の事業者は、排出量が運送業者の定める収集可能量に満たないため、単独では運送業者を手配することができません。

そこで当組合では、組合員から排出された廃砂を一旦組合で受け入れ、一定量が集まった段階で

組合が運送業者を手配してリサイクルプラントへ輸送するという仕組みをとっています。現在、組合員企業から搬入される廃砂の量は、年間4,500トン超に上ります。

◆周辺環境への配慮

当組合は、市街地に程近く、幹線道路からのアクセスも良好な場所にあるため、組合員が廃砂を搬入する際の負担軽減に寄与しています。しかし、組合にとって都合が良い立地である反面、廃砂置場周辺には一般の住宅も多く、廃砂が飛散し、周辺に害を及ぼしてしまう可能性があります。

組合員から搬入される廃砂は、長い時で3週間程保管する必要がありますが、その間に砂が乾燥して飛散しないよう、組合では廃砂置場の外周に植林を行うとともに、保管中の廃砂の水分量を適正に管理することで廃砂の飛散を防止し、組合員の利便性だけでなく、周辺環境にも配慮しています。

◆今後の取り組み

現在、当組合で委託処理している廃砂は、組合員の分別への協力もあり、95%以上がリサイクルされています。しかしながら、県内にあるリサイクルプラントは規模が小さく、廃砂全体の約80%は関西や中国地方にあるリサイクルプラントまで輸送する必要があるため、物流の2024年問題等に伴う輸送コストの増大が廃砂の共同処理を行うまでの喫緊の課題となっています。

今後は、廃砂のリサイクル率をさらに向上させるとともに、廃砂の共同処理が遅滞なく適正に行えるよう努めていきたいと考えています。

～組合概要～

組合名称	高岡鋳物砂処理協同組合
設立	昭和54年8月3日
住所	高岡市内免3丁目9番38号
理事長	早川 勇
組合員数	45名
TEL	0766-22-1476
FAX	050-3737-7435

組合だより

魚津産業フェアにおいてベニズワイガニの特別販売を行いました

魚津魚商協同組合

魚津魚商協同組合は、10月18（土）、19日（日）の両日、ありそドーム（魚津市）で開催された「第21回 魚津産業フェア まるまる魚津」においてベニズワイガニの特別販売を行いました。

このイベントは、魚津市内を中心とした商工業・農林水産業の約110の企業・団体が一堂に集まる展示会で、例年多くの人で賑わいます。

当日は、ベニズワイガニを求めて大勢の人が押し寄せ、販売開始前から会場には長蛇の列ができました。午前10時、鐘の音とともに販売が開始され、各日用意された1,500杯の朱色鮮やかなベニズワイガニが飛ぶように売れていき、両日とも約3時間で完売しました。

魚津漁港は、県内でも屈指の水揚げ量を誇り、また、「かに籠漁発祥の地」としても知られており、ベニズワイガニの水揚げ量は県内で第1位となっています。漁が行われている期間中は、市内のスーパー・鮮魚店の他、魚津漁港近くの「海の駅 蟹氣楼」でも新鮮なベニズワイガニを購入することができます。



ベニズワイガニの特別販売の様子

ほっと一息 学校給食の歴史と富山の特徴的な学校給食

学校給食は、明治22年に山形県鶴岡市の小学校で、貧しい家庭の子供に、おにぎり、焼き魚、漬物を提供したことから始まり、それから日本全国に広がったといわれています。第二次世界大戦後、昭和20～40年代はパン給食が主流でしたが、昭和50年代になると、米飯給食が復活、現在では、「1週間のうちの4日は米飯、1日はパン」など米飯給食を主体とする市町村が一般的となっています。

富山県では、毎年11月を「富山県食育推進月間」と定め、期間中の1～2日を「学校給食とやまの日」とし、各市町村において富山県産の食材を積極的に取り入れた献立を実施しています。

富山県内の特徴的な給食として、射水市の地元産ベニズワイガニがまるごと1匹提供される給食は全国的に有名です。その他にも、滑川市ではホタルイカを米粉でまぶし、カレーで味付けして揚げる料理「ホタルイカボンボン」、砺波市では地域に伝わる伝統食「大門そうめん」が提供されるなど、各市町村において学校給食を通じた食育活動や地産地消への取り組みが推進されています。

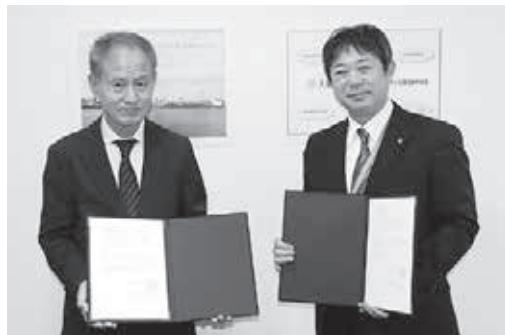


（情報提供：富山県パン・学校給食米飯協同組合）

経営支援に関する連携協定を締結しました

10月8日（水）、本会は大樹生命保険株式会社北陸支社との間において、両者が更に飛躍するための戦略的パートナーとして緊密に連携することで経営支援力を強化し、地域の中小企業者等が抱える様々な経営課題の解決を通じて、地域経済の活性化ならびに社会的責任を全うすることを目的とした連携協定を締結しました。

本会と同社は、本協定の締結を契機として、地域の中小企業者等の経営力が強化され、取り巻く様々な危機リスクに対応し、地域で活躍する中小企業者等のベストパートナーとして地域経済の活性化に貢献することを目指していきます。



江下専務理事（左）と宿谷営業支社長（右）

【主な連携支援の内容】

- ①中小企業者等の経営課題解決の支援に関するこ
- ②中小企業者等の販路拡大支援に関するこ
- ③中小企業者等の後継者育成支援、事業承継支援に関するこ
- ④中小企業者等の事業継続に資する団体保険制度の普及・推進に関するこ
- ⑤地域経済の活性化に資する取り組みに関するこ
- ⑥その他、本協定の目的を達成するために必要な事項に関するこ

外国人技能実習制度適正化講習会を開催しました

本会では、外国人技能実習生共同受入事業を行う事業協同組合等（監理団体）を対象とした専門家派遣による指導事業や技能実習制度の適正化に向けた講習会を開催する「外国人技能実習制度適正化事業」を実施しています。

10月17日（金）、富山県総合情報センター（富山市）において、ブリック労働法務事務所 代表の橋本裕介氏を講師にお迎えし、「監査・訪問指導の実施及び監査報告書・訪問指導記録作成のポイント」をテーマに講習会を開催しました。

講習会では、令和9年4月に施行される予定の育成就労制度への対応、監理団体に義務付けられている定期監査を実施する際のポイントや留意点について具体的な説明が行われました。

講習終了後には、参加者からの質疑応答や意見交換が行われました。



講習会の様子

第77回中小企業団体全国大会に参加しました

11月12日（水）、広島県広島市の広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）において、「第77回中小企業団体全国大会」（全国中央会、広島県中央会主催）が開催され、全国から中小企業団体の代表者等約2,100名が参集し、富山県からは本会 廣瀬宏一會長をはじめ10名が出席しました。

大会では、広島県中央会 伊藤學人會長が議長に選任され議事を進行し、中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進、中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備など15項目を決議した他、優良組合、組合功労者等の表彰が行われました。

＜表彰受彰者（富山県関係）＞

全国中小企業団体中央会会長表彰

【組合功労者】

・古木 準一氏（富山陸運事業協同組合 理事長）

なお、来年の第78回大会は、熊本県において開催される予定です。



全国大会の様子

元気印！青年部・女性部

「ファシリテーションを用いたウェルビーイング経営」をテーマに 女性向けセミナーを開催しました

富山県中小企業レディース連絡会

富山県中小企業レディース連絡会は、10月1日（水）、高志の国文学館（富山市）にて、組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました。橋梁や建築物等の内部の非破壊検査、調査・診断等を手がける株式会社アイペックの代表取締役 東出悦子氏を講師にお招きし、「ファシリテーションを用いたウェルビーイング経営」と題してお話をいただきました。

創業者のお父様から2015年に代表取締役を継承された東出氏は、生産性向上のための働き方改革と、コーチング技術による建設的な合意形成を促すファシリテーションを推進。経営理念である「付加価値向上」「生産性向上」「チーム力アップ」の達成に向け、取り組まれた事例をご紹介いただきました。セミナーの後半では、参加者が2人1組になり、ファシリテーションを用いた会話技術の演習を実施し、理解を深めました。

セミナー終了後は館内のレストラン「Chez Yoshi」にて昼食会を開催し、相互の親睦を深めました。



セミナーの様子

■事務局ペンリレー

「ポメランツ『大分岐』を読んで」

辞めたいと思いながら中々辞められないことは様々あるが、私にとって積読もその一つである。読書は時間のかかることとはいえ、何かと理由をつけて先延ばしにしてしまっていけない。先日どうにか時間を取り、「好ましくない」習慣をわずかに脱すことができた。

ポメランツは『大分岐』において、イギリスと長江下流域との比較を通じ、2つの地域は生産能力の面で類似していた点が多く、大きな経済格差は1800年ごろにイギリスが近隣の石炭およびアメリカ・アフリカの資源を利用可能だったことにより環境の制約を超えた経済発展が可能であったために発生したと主張する。比較・研究の手法や科学技術、制度の軽視など『大分岐』に対する批判は様々にあるが、従来のヨーロッパ中心的な史観に対する有力な反対意見となり、現代における多極的な史観の形成に大きな影響を与えたことは確かである。

内容についての議論は込み入った話になるのでこれ以上は避け、『大分岐』の日本語訳出版についてもう少し述べたい。英語での原著出版から日本語訳の出版まで15年の歳月を要したが、代わりに日本語訳版序文において初版以後の批判やさらなる研究について触れ、見解について修正を加えるなど、内容がさらに深まっているのである。母語で読むことができなかつた15年間は確かに不自由であったが、その分新たな価値が加わった状態で手にするきっかけにもなった。

自分について振り返ると、できないこと、限られていること、遅れていることばかりであるが、『大分岐』日本語訳版のように、むしろそれを単なる損失ではなく、改善のきっかけとし、活かしていくことを心掛けたい。



富山県中小企業団体中央会
主事 大和 龍彦

組合Q & A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

組合員数が201人を割った場合の総代会の存続について

Q

当組合は設立当初は組合員が200人を超えていたため、総代会制を採用してきましたが、経済情勢の変化等諸要因による組合員企業の転・廃業が相次ぎ、現在は組合員が200人となり、総代会の存続要件（200人超）を欠いています。定款は総代会のままとなっていますが、この場合、総会と総代会のどちらを開催すれば良いですか？

A

総代会に関して、企業組合、協業組合を除く組合は、組合員数が200人を超える場合には、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができることになっています（中協法第55条、中団法第47条）。

貴組合では、既に組合員数が200人となっており、総代会の存続要件を欠いているので、総代会は設置し得ない状態にあります。これは、たとえ定款により総代会を設けていたとしても、組合員が減少し、法定数に達しなくなったときは、総代会は当然に機関としての機能を失うことになるからです。したがって、現行の定款が総代会規定のままになっていても、現在の状態が続く限り、議案審議は総会で行うことになります。

現在、組合の実態と定款が一致していないので、総代会制廃止に係る定款変更を行うか、あるいは速やかに組合員を増加させて存続要件を満たすことが必要となります。

キモチを、カタチに。

企画・デザインから印刷・加工まで

 **TOYAMA SUGAKI**

富山スガキ株式会社

本社・本社工場／〒939-8585 富山県富山市塙原23番地1

TEL.076-429-3553(代)

立山工場／〒930-0272 富山県中新川郡立山町塙越234番2

北陸・東京・大阪・東海・滋賀

www.sugaki.co.jp



**協同組合
富山県ハイウェイサービスセンター**

- ・情報提供事業
- ・車両燃料斡旋事業
- ・福利厚生事業
- ・OA用紙共同購買事業
- ・高速道路別納事業

代表理事 朝日重剛

〒930-0083 富山市総曲輪二丁目1番3号

TEL 076-493-6717 FAX 076-493-6718

URL:<http://www.t-hsc.or.jp> Mail:ths@t-hsc.or.jp

相談内容に応じた3つの窓口 中小機構に相談してみませんか？

相談方法：対面またはオンライン

相談時間：平日9時～17時（1時間/回 要予約）

相談費用：何回でも無料

経営相談

無料

経営に関するご相談に、各分野の経験豊富な専門家が無料で回答いたします。



新規事業の
経営計画を
つくりたい。

公的支援策を
効果的に
活用したい。

効果的にWebを
活用したい。

売上の増加や
収益力の向上を
図りたい。

当機構Webサイトよりお申し込みください。
ご予約はこちらから→

中小機構北陸 アドバイス

検索



IT経営サポートセンター

無料

実務経験豊富なITの専門家が
オンライン面談でお悩みを解決します。



無料

オンライン

60分

予約制

当機構Webサイトよりお申し込みください。
ご予約はこちらから→

IT経営サポートセンター

検索



カーボンニュートラル相談窓口

無料

中小企業・小規模事業者の方々を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談について専門家がアドバイスを実施しています。

当機構Webサイトよりお申し込みください。
ご予約はこちらから→

中小機構北陸 CN

検索



【お問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部
企業支援部企業支援課 TEL : 076-223-5546



穏やかで人懐っこく、賢い 愛すべき魅力に癒される

ふわふわの毛並みとつぶらな瞳。うさぎは、見ているだけで心がほぐれる存在です。穏やかで人懐っこい性質の子が多いとされ、癒しや喜びを与えてくれるペットとして人気です。

名前を呼ぶと寄ってくる

うさぎの多くはおとなしい性格で、鳴き声や体臭がほとんどないことから、ペット初心者でも飼いやすい動物といわれています。「最初は警戒していても、慣れてくると人に懐きやすいです。愛らしい姿と仕草にも癒されますが、名前を呼ぶと跳んできたり、家族の顔を覚えていたりと、うさぎはとても賢いんですよ」と話すのは、高岡市のうさぎ専門店「Lala Lapin(らら・らぱん)」代表の稻葉江梨子さんです。食事や水の用意、トイレやケージの掃除といった毎日のお世話はもちろん欠かせませんが、おしつこの場所を覚えてくれる子が多く、シャンプーや予防接種、散歩も基本的には必要ありません。フード代やトイレシーツなどを含めた飼育費用は、らら・らぱんのお客さんの場合、平均で月4~5千円ほどになるそうです。

室温管理が大切、抱っこは慎重に



ふわふわとした愛らしい姿と穏やかで人懐っこい性格から、ペットとして人気の高いうさぎ

つことが大切です。基本的にはケージ内で飼育しますが、外に出して自由に動ける時間を持つと、ストレスや運動不足の解消に。ただし、かじると危ない電気コードなどには注意が必要です。脱走や誤飲対策としてサークルも役立ちます。

また、うさぎは基本的に抱っこが苦手で、落下すると骨折の危険があります。稻葉さんは「足が浮く感覚を怖がるため、焦らず少しづつ慣らしてほしい」と話します。

牧草は歯のため、腸の働きのため

うさぎの主食は牧草です。うさぎの歯は一生伸び続けるため、牧草を食べることで歯をすり減らし、適正な長さを保つことができます。牧草の豊富な繊維質は腸の動きを活発にして、消化を助け、便秘や下痢を防ぎます。稻葉さんは、「牧草以外のペレットは補助食として1日1回、野菜やドライフルーツなどのおやつはご褒美に」とアドバイスしています。



草食動物であるうさぎの主食は牧草。健康のために、新鮮で質の良い牧草を与えることが基本

うさぎは温度変化に弱く、骨も纖細でケガをしやすい動物です。ケージは静かで直射日光を避けた場所に設置し、夏はエアコンで涼しく、冬はペット用ヒーターなどで快適な温度を保

とで、うさぎは基本的にはケージ内で飼育しますが、外に出して自由に動ける時間を持つと、ストレスや運動不足の解消に。ただし、かじると危ない電気コードなどには注意が必要です。脱走や誤飲対策としてサークルも役立ちます。



牧草はさまざまな種類があり、代表的なものがチモシー。そのほか、アルファルファ、オーツヘイなどがある

毎日のケアと健康管理

うさぎとの暮らしに欠かせないのが日々のお手入れと健康管理です。2カ月に1回ほど必要な爪切りは嫌がる子が多く、ペットショップや獣医などのプロに任せる飼い主さんも少なくありません。家で爪切りをする際は、抱える人と切る人に分かれて2人で行うと、落ち着いて対応できます。



爪切りの際は深爪にならないよう丁寧に。稻葉さんのもとには、月に120人ほどの飼い主が訪れるそう

うさぎは自分で毛づくろいをしますが、飲み込んだ毛を吐き出せないため、腸に詰まるリスクがあります。定期的なブラッシングが予防につながります。

食欲や排せつの変化は体調不良のサインかもしれません。「おかしいな」と感じたら、早めに受診を。稻葉さんは「小さい頃からさまざまな食材に慣れしておくと、体調が悪いときでも食べられるものが残り、回復の助けになります」と話します。平均寿命は7~8年といわれていますが、近年は10歳以上生きる子も増えてきました。特に牧草は胃腸を動かす大切な繊維源であり、毎日の食事やケアの積み重ねが、健康と長寿を支える基盤となります。

環境の変化はストレスになることがあるため、旅行の際にはペットホテルやペットショップのお預かりサービスを利用すると安心です。

お世話するほど溺愛に

らら・らぱんでは毎年秋、うさぎの散歩を楽しむイベントを開催しています。日常的に散歩をしないうさぎにとって、屋外で過ごす機会は特別なもの。飼い主さん同士の交流や情報交換の場にもなっています。

稻葉さんは「みなさん本当に溺愛されていて、わが子以上に愛情を注いでいらっしゃいます」と笑顔で話します。「『飼ってよかった』と心から思っていただけるように、安心してかわいがってもらえるサポートを心がけています」とも。注意点を守り、愛情を注いでお世話することで、うさぎとの暮らしはより楽しく、豊かになりそうですね。



うさぎのためのハーネス。カジュアルからドレス風まで種類が豊富。散歩の際は、身体のサイズに合わせて調節することが大切

令和7年12月1日 発行

印刷所
編集発行富山県中小企業団体中央会
富山市総曲輪2-1-3 TEL 076-424-3686代

富山市内で

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山市)

空きオフィス・ 工場・用地等を お探しの方へ!

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進（移転・増設・県外企業誘致など）に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の売却・賃貸、または取得・賃借をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただけますようお願いいたします。



ホームページはこちらです <https://aki-toyama.jp/>

本サイト活用で「富山市空き工場大規模修繕助成金」の対象となります。

新着情報は随時更新中。 非公開物件もあります

地図上にて簡単に物件を探すことが出来ます。

物件情報の登録・掲載は無料です。 物件ニーズ情報も登録出来ます。

※ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携:(公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

アクセス方法は
こちら！

検索サイト

空き工場 富山



HPアドレス

URL <https://aki-toyama.jp/>

ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階

富山県中小企業団体中央会 工業支援課

TEL:076-424-3686 FAX:076-422-0835

P 7.7